

がんばる中小企業応援事業（非製造業）審査要領

（目的）

第1条 この要領は、がんばる中小企業応援事業（非製造業）審査委員会設置要領第5条の規定に基づき、がんばる中小企業応援事業（非製造業）の補助対象事業者の適正かつ公正な選考を行うために必要な事項を定める。

（審査方法等）

第2条 審査は、事前に提出されたがんばる中小企業応援事業（非製造業）応募書及び応募者によるプレゼンテーションに基づき行う。

2 応募者によるプレゼンテーションは7分以内で行い、質疑応答は5分程度行う。

3 審査は、次の各号の審査項目毎に評価する。

（1）事業目的・内容の妥当性

応募事業者の取組の目的・内容が、市場動向や自社の経営資源等の分析に基づき、適切で妥当なものであるかを評価する。

（2）事業の新規性・革新性

応募事業者の取組が、業種や地域での普及程度を勘案して、新規性・革新性が高いものであるかを評価する。

（3）事業内容の地域課題等への貢献

応募事業者の取組が、地域課題の解決や社会的ニーズへの対応に寄与するものであるかを評価する。

（4）実現可能性

応募事業者の取組が、ビジネスとして実現性・継続性が高く、当該事業者において実行可能で、かつ目標の指標が妥当なものであるかを評価する。

（5）地域経済への波及効果

応募事業者の取組が、地域経済への波及効果をもたらすものであるかを評価する。

（6）雇用等への貢献

応募事業者の取組が、将来の雇用の拡大や従業員の待遇改善、女性の活躍推進が見込まれるものであるかを評価する。

（審査基準）

第3条 前条の規定の基づく評価については、審査項目毎に、次の基準による配点により5段階の評価を行うものとし、合計点は45点とする。

点数	内容
5	たいへんよい
4	よい
3	適当である
2	やや問題がある
1	不適

(選定方法)

第4条 補助対象事業者の選定は、各委員が審査した評点の平均が27点以上の者のうち、予算の範囲内において、上位の者から委員の合議により行う。

2 前項の合議の際の意見を踏まえ、必要に応じて、選定内容に審査委員会の意見を付することができる。

(審査結果)

第5条 審査の結果について、補助対象となった事業の概要等を県のウェブサイト等で公表することがある。

2 審査結果について、個別の問い合わせには応じない。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

この要領は、平成29年9月1日から施行する。